

A6 年次有給休暇には、

- (1) 従業員が年次有給休暇の権利を得たならば診療所に取得請求できる「自由利用権」
- (2) 従業員の希望する時季に取得することができる「時季指定権」
- (3) 業務の正常な運営を妨げる場合、診療所がその時季を変更することができる「時季変更権」
- (4) 労使協定等により5日を超える部分は、医療機関が計画的に付与することができる「計画的付与」

などの法的性格があり、その取得は1日単位、半日単位、または労使協定により最大5日を限度に時間単位での取得が可能となっています。業務に支障をきたさないためにも「年次有給休暇は少なくとも取得日の2日前までに請求しなければならない」などと就業規則にしっかり明記しておくことが大切です。